

議 長 日程第9「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（松田町小規模保育所条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年10月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願います。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 承認第3号専決処分の承認を求めることについての説明をさせていただきます。

待機児童の解消及び児童福祉サービスの向上のため、小規模保育施設の整備を進めておりました。令和元年9月20日に工事が完了し、10月1日から小規模保育所の運営を開始することに伴い、松田町小規模保育所条例を制定させていただきました。地方自治法第179条に規定する議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとして、9月24日に専決処分をさせていただきました。2枚目に専決処分書、3枚目に条例文、4枚目に参考資料として規則案を添付させていただいております。

3枚目の松田町小規模保育所条例の1ページをごらんください。第1条は趣旨でございます。この条例は、松田町小規模保育所の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は設置でございます。児童福祉法第34条の15第1項の「市町村は家庭的保育事業等を行うことができる」の規定に基づき、同法第6条の3第10項に定める保育を必要とする3歳未満の児童について、定員19名以下の施設において保育を行います小規模保育事業を行う施設として、松田町小規模保育所を設置するものでございます。

第3条は名称及び位置でございます。名称は、松田町小規模保育所。位置は、松田町松田惣領1192番地5でございます。

第4条は事業でございます。小規模保育所は、次に掲げる事業を行う。第1号は児童福祉法第6条の3第10項に定める3歳未満の児童の保育を目的とした

小規模保育事業の実施に関する事業でございます。第2号は、前号のほか町長が必要と認める事業でございます。

第5条は入所資格でございます。小規模保育所に入所し、保育を受けることのできる資格を有する者は、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する保護者の労働等の理由により家庭において保育を受けることが困難な3歳未満の小学校就学前子供でございます。

第6条は入所の制限でございます。次に掲げる場合には入所を拒むことができる。第1号は伝染病など病気その他の理由により他の者に影響を及ぼすおそれがあるとき。第2号は施設の設備その他の理由により収容能力がないとき。第3号は前2号のほか町長が入所を不相当と認めたときでございます。

1 ページおめくりください。第7条は委託でございます。町長は小規模保育所の事業運営について必要があると認めるときは、その全部または一部を委託することができる。松田町子育て支援センターと同様に、事業運営に関しましては委託させていただきます。委託先につきましては、松田さくら保育園を運営しております社会福祉法人西さがみ福祉会でございます。町と西さがみ福祉会との協議により「なのはな保育園」と愛称をつけ、10月1日より松田町小規模保育所「なのはな保育園」として運営を開始してございます。

第8条は委任でございます。この条例で定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものでございます。

参考資料といたしまして、一番後ろに松田町小規模保育所条例施行規則を添付してございますので、後ほど御高覧いただければ幸いです。

最後に附則でございます。この条例は令和元年10月1日から施行する。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第3号専決処分の承認を求めることについて(松田町小規模保育所条例)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。